

令和8年度湖南省 中小企業等設備投資促進補助金

お問い合わせ先 湖南省環境経済部商工観光労政課 0748-71-2332

物価高騰に伴い設備投資を行う市内事業者への補助金を交付します

◆対象事業者（第3条関係）

市内に事業所を持つ中小企業で、次の(1)～(4)全ての要件に該当する方

- (1) 令和8年4月1日時点で、市内において事業を営んでいるもの。
- (2) 副業ではなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、決算期を迎えている場合は確定申告をしている者。
- (3) 市税の未納がない者。
- (4) いわゆる「みなし大企業」に該当しないもの。

◆対象事業（第4条関係）

次の(1)～(5)に該当する設備投資（リース、割賦払は対象外）

- (1) 工具、器具及び備品（生物は除く）、機械及び装置、ITツールにかかるもの
- (2) 設備投資総額が10万円（税抜）以上のもの
- (3) 国、県及びその他の補助金を活用していないもの
- (4) 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入にかかる税制優遇を受けないこと
- (5) 交付決定日から令和9年2月28日までに事業が完了するもの

◆申請交付額（予算額：3,000万円）

新事業展開、生産性や売り上げの向上、既存事業の拡大等を目的とした設備投資（物価高対応）

設備投資額2分の1以内の額（上限100万円、※千円未満切捨て）

◆申請開始日

申請期間：令和8年5月11日(月)～令和8年9月30日(水)

※予算の上限に達した時点で終了となります。

※申請書類は裏面の申請先へ提出してください。

◆交付申請に必要な書類（第6条関係）※手引き参照のこと

- ①様式第1号交付申請書
- ②様式第2号経費内訳書
- ③市税の未納がないことを証明する書類
- ④設備の仕様等及び見積を示す書類
- ⑤直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書及び決算書）
- ⑥誓約書（様式第3号）
- ⑦履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ⑧個人事業主の場合は、本人確認の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

◆交付までの流れ

①交付申請書の提出

⇒令和8年9月30日の締切までに必要書類を添えて提出

→交付申請の書類提出完了後、2週間程度で交付決定通知書が発行されます。

※申請書類に不備がある場合、申請は受理されません。

※交付決定前に事業の着手をしないでください。

※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

②事業完了（事業にかかる支払い及び事業効果の検証がすべて完了した時点）

⇒令和9年2月28日までに完了

③実績報告書の提出

⇒事業完了日から15日後までに、必要書類を添えて提出

→実績報告から2週間程度で交付額確定通知書が発行されます。

④交付請求書の提出

⇒確定通知を受けた後、速やかに交付請求書を提出

→補助金が振込指定口座に入金されます。（約1か月後）

不正受給は「犯罪」です！

申請に必要な様式については、下記の市HPからダウンロードできます。

◆申請・お問い合わせ先

湖南市環境経済部商工観光労政課

電話：0748-71-2332 FAX:0748-72-4820

メール：shoukan@city.shiga-konan.lg.jp

